

●広報委員会運営要綱

〔平成 27 年 12 月 18 日〕
日本学術会議第 223 回幹事会決定

(設置)

第 1 広報委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、学術会議全体としての広報に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長の指名する副会長、会員又は連携会員 15 名以内をもって組織する。

(庶務)

第 4 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第 5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日日本学術会議第 224 回幹事会決定）

この決定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。